

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会等に向けた武蔵野市実行委員会  
事務局規程（案）

（趣旨）

第 1 条 この規程は、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会等に向けた武蔵野市実行委員会会則第 15 条第 2 項の規程に基づき東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会等に向けた武蔵野市実行委員会事務局（以下「事務局」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（事務局）

第 2 条 事務局は、武蔵野市総合政策部企画調整課に置く。

（業務）

第 3 条 事務局は、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会等に向けた武蔵野市実行委員会会則第 4 条の目的を達成するために必要な事務を処理する。

（職員）

第 5 条 事務局には、次の職員を置く。

- (1) 事務局長
- (2) 事務局次長
- (3) 事務局職員

2 事務局の職員は、別表に掲げる武蔵野市職員をもって充てる。

3 委員長は、前項に定めるもののほか、特に必要があると認められるときは、職員を任命することができる。

（職務）

第 6 条 事務局長は、委員長の命を受けて、事務局の事務を統括し、職員を指揮監督する。

2 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 事務局職員は、上司の命を受けて、担当事務を処理する。

（委任）

第 7 条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、委員長の承認を得て事務局長が定める。

附 則

1 この規程は、平成 29 年 5 月 26 日から施行する。

別表（第 5 条関係）

事務局長	事務局次長	事務局職員
総合政策部長	企画調整課 オリンピック・パラリンピック担当課長	専任担当職員